

知的財産立国に向けた今後の課題

小 糸 正 樹*

抄 録 知的財産立国を掲げて10年、日本国内では様々な取組が進み、知的財産という言葉も徐々に人口に膾炙するようになってきた。その一方、知的財産をめぐる本質的課題について十分取組が進んでいない点がある。知的財産のもたらす具体的な経済効果について説明不足ではないか、知的財産の創造・保護・活用サイクルの中で特に「活用」戦略の遅れが目立たないか、企業経営における事業戦略・研究開発戦略・知的財産戦略の三位一体のマネジメントの重要性が言われるが、実はそれほど取組が進んでいないのではないかと、そうした懸念がある。また、今後の課題として職務発明制度の見直し（権利の使用者帰属等）という骨太な課題の提起がされているが、企業からの「訴訟リスク」という視点に加え、イノベーション全体を考えたしっかりとした検討を行う必要がある。こうした課題を官民で解決していくにあたり、今後のJIPAの役割は大きく、その活動に大きな期待をしている。

目 次

1. はじめに
2. 知的財産について十分説明できているか
 2. 1 知的財産のもたらす経済効果
 2. 2 技術貿易収支
 2. 3 今後の課題
3. 知的財産の「活用」ができていないか
 3. 1 技術貿易収支から見える今後の課題
 3. 2 「知財赤字＝弱み」の補強戦略
4. 三位一体の知財マネジメントは実現できているか
 4. 1 「三位一体」の取組の現状
 4. 2 今後の課題 — 「人材育成」
 4. 3 政策レベルでの三位一体の必要性
5. 職務発明制度は今後どうあるべきか
 5. 1 職務発明制度の現状
 5. 2 職務発明制度の見直しに対する意見
 5. 3 早急に検討すべき課題
 5. 4 職務発明制度に関する世界の動き
 5. 5 今後の検討
6. おわりに—日本知的財産協会への期待

1. はじめに

日本政府が「知的財産立国」を初めて掲げたのは、2002年の小泉総理の施政方針演説にさかのぼる。その後、知的財産政策にかかる憲法としての知的財産基本法の制定、政府全体の司令塔機能を担う組織としての内閣知的財産戦略推進本部の設置などにより知的財産立国に向けた取組は加速され、特許審査の迅速化、知財高裁の創設、模倣品・海賊版対策の強化等々、様々な政策として結実してきたことは改めて申し上げるまでもない。こうした知的財産立国に向けた政府の取組は、中国、韓国はじめ諸外国の追随するところともなり、経済活動のグローバル化とも相まって、諸外国との政策競争にもなっている。知財本部においてはこうした我が国の過去10年にわたる取組をレビューし、これまでの知財をめぐる環境変化や様々な課題を踏まえて今後の「知的財産政策ビジョン」を検討し、先にとりまとめがなされたところである（ビジ

* 経済産業省 特許庁前総務部長 Masaki KOITO

ョン全体に関わる政策論などについての分析は、他の方に譲ることとしたい)。

一方で、この10年で必ずしも十分に取組が進んでいない、本質的な課題も少なからずあるように思われる。本稿ではそのすべてについて触れるだけの誌面の余裕がないが、とりわけ企業の今後の知財戦略にとって何が重要かを考え、

- ・知的財産について十分説明できているか
 - ・知的財産の「活用」ができているか
 - ・三位一体の知財マネジメントができているか
- という3点をとりあげてみた。

また、今後の知財ビジョンを検討するプロセスで、制度改正の目玉として「職務発明制度」を抜本的に見直すべきとの指摘がなされている。今後10年を見据えると、職務発明制度の見直しが最大のテーマであると指摘する有識者もおられる。したがって、政府サイドの課題としては、「職務発明制度」につきピンポイントにとりあげてみたい。なお、職務発明制度については、今後、公的な調査研究や政府の審議会において検討されていくべきものであり、意見にわたる部分はあくまでも筆者の個人的見解であることを申し添えたい。

2. 知的財産について十分説明できているか

2.1 知的財産のもたらす経済効果

「知的財産が会社にとってどのような経済的利益をもたらしているのか」、「インプットされる知財予算と比較してどのようなアウトプットの規模があるか」などという質問は、新年度事業計画策定に際していかにも経営トップから知的財産部長に対して飛んできそうな質問であるが、これに適確に答えるのはなかなか難しく、苦慮されているのではないだろうか。同時に、日本の知的財産の総体が国富増大にどのような効果をもたらしているのか、あるいは、そもそ

も日本の知財制度や知財予算がどの程度の経済効果を持つのか、といった説明もなかなか難しく、政府内でも、あるいは大学・研究機関等においても十分には分析されていない。しかしながら、こうした問いかけにわかりやすく答える努力をしていかないと、知財の重要性が広く理解されないことになる。

2.2 技術貿易収支

ここでは伝統的な指標ではあるが「技術貿易収支」についてとりあげる。改めていうまでもなく、技術貿易収支は、特許権、実用新案権、著作権、技術上のノウハウ等の実施許諾、売買等という形での国際取引の収支を指すものであり、いわば一国の「知財力」を示すバロメータであるともいえる。図1、図2をご覧くださいとわかるように、これまで日本の収支は90年代に黒字に転じて以降、一貫して黒字を拡大させてきている。21世紀に入って黒字は一兆円を超え、リーマンショックからの反転も極めて速かった。現在では2兆円近い黒字となっており、貿易赤字が年間8兆円の我が国の現状にかんがみれば、貴重な国際収支の黒字要因でもある。これは世界最先端の技術立国を標榜し、基礎から応用まで幅広い研究開発に官民を挙げて取り組んできた成果にほかならない。

一方でその内訳をみると、約70%は日本企業の海外現地法人(子会社)からの特許使用料等のライセンス収入となっている。このことから、「知財黒字拡大は日本企業の海外移転や空洞化を象徴するファクトであり、その拡大にあまり大きな意味を見いだせない」と冷ややかに見る向きもあるが、決してそうは思わない。少子高齢化が進展し、国内市場が縮小する中で、日本企業が海外市場に活路を求めることは今後も不可避である。大事なことは海外で稼いだ収益をしっかりと国内に還流させ、日本の本社機能、とりわけ研究開発機能の維持強化に投資して、

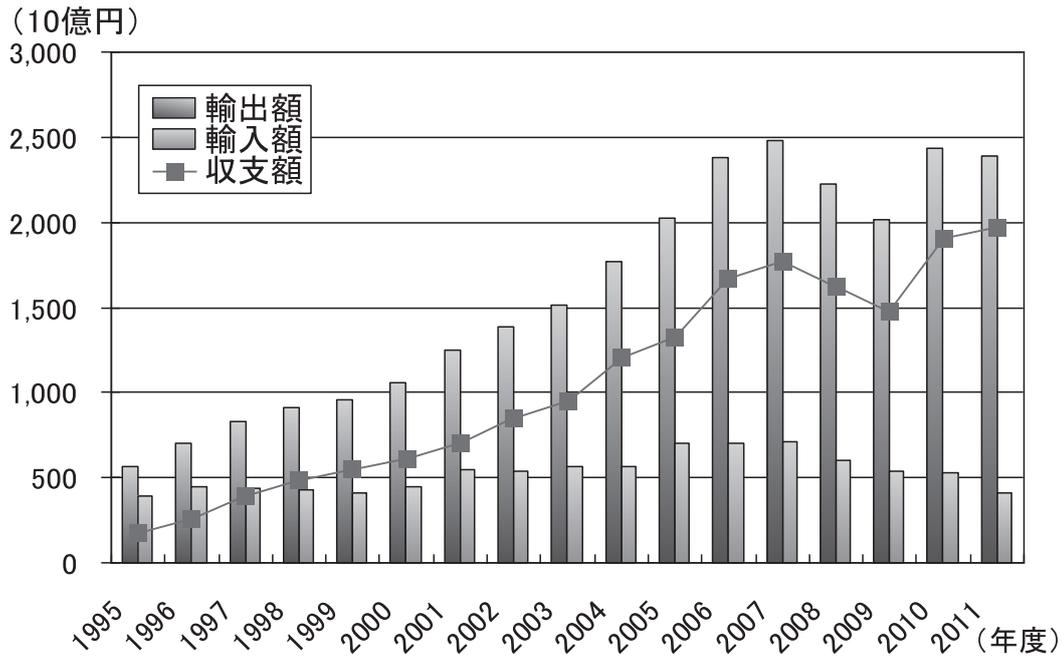


図1 日本の技術貿易額の推移
 (出典) 総務省「科学技術研究調査報告」¹⁾に基づき特許庁作成

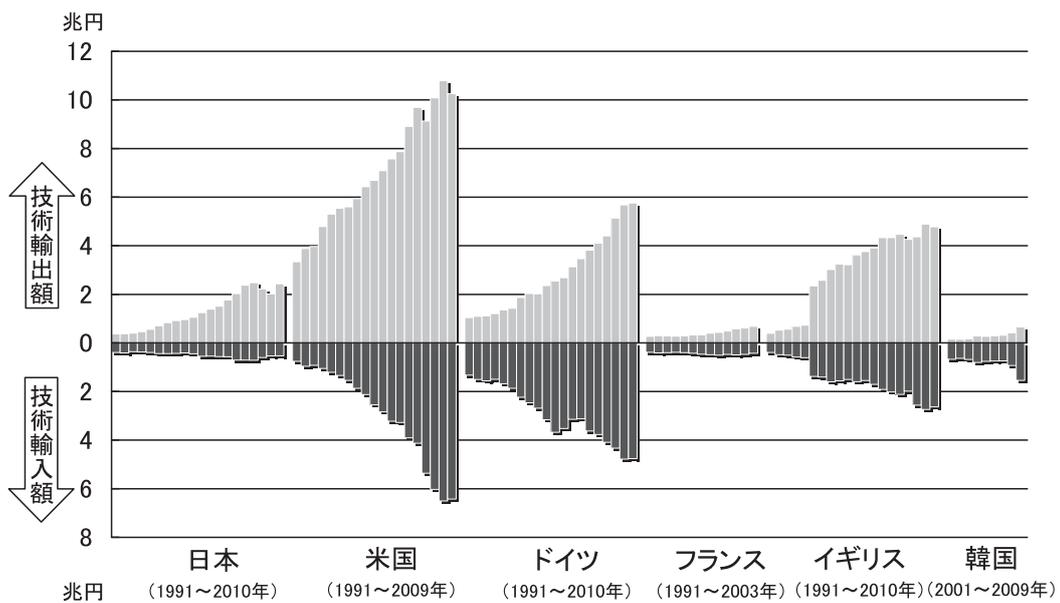


図2 技術貿易収支の各国比較
 (出典) 文部科学省「科学技術指標2012」²⁾

更なるイノベーションにつなげていく，そうしたイノベーションサイクルを拡大していくことである。政府として知財黒字の拡大を目指し，こうしたイノベーションサイクルをグローバルに太く，大きく回していくことが重要である。

知的財産政策はもちろんであるが，知財を生み出す前提となる科学技術政策（ナショナルプロジェクトや大学への投資，民間企業への補助金，研究開発促進税制など）や知財で稼いだ収益を国内に戻すための政策（これまでも議論されて

いる移転価格税制や新興国における送金規制の問題など) など、あわせて取り組むべき課題は多い。

2.3 今後の課題

技術貿易収支を切り口に、国際収支において2兆円の価値を生むという知的財産の経済効果の説明を行ったが、言うまでもなくこれは知的財産の持つ様々な価値の一つの側面を説明しているにすぎない。実際には、企業における知財の役割は事業活動を様々な形で幅広く下支えするものであり、水際の金銭のやり取りにとどまらない。各企業の知財部門の皆様には、知財のエキスパートでない経営トップにもすぐに分かるような知財の価値についての説明を工夫していただくとともに、JIPAを通じてその手法も広く展開していただきたいと思う。そもそも「プロパテントは国富の拡大をもたらす」という命題自体、経済学的にも十分に説明されてきていない。学術的な研究も含めて、今後検討が進んでいくことが期待される。

3. 知的財産の「活用」ができてきているか

3.1 技術貿易収支から見える今後の課題

図3は技術貿易黒字の日米比較である。前述の通り、海外現地法人からの収入が多いのが日本の特徴であるが、一方でアメリカの黒字は親子会社間でない第三者へのライセンス収入が極めて多いのが特色である。日本の製造業も海外の企業とクロスライセンス契約をしている例は少なからずあるが、基本的に技術は自前主義の傾向にあり、どうしても他人の知財と抵触しそうな場合にクロスライセンスに持ち込み、金銭的なやり取りはミニマムにしていくというのが基本戦略となっている。第三者へ積極的にライセンスして稼ごうという取組は必ずしも多いとはいえない。知的財産は創造、保護、活用のサイクルが重要であるといわれてきたが、創造、保護についてはこれまで相当程度進んでいると評価できる。

今後の最大の課題は「活用」である。活用するつもりのない特許は出願しない方がいい。日本の特許の海外出願比率は30%弱であり、欧米が50%前後であるのと比べてかなり水を空けら

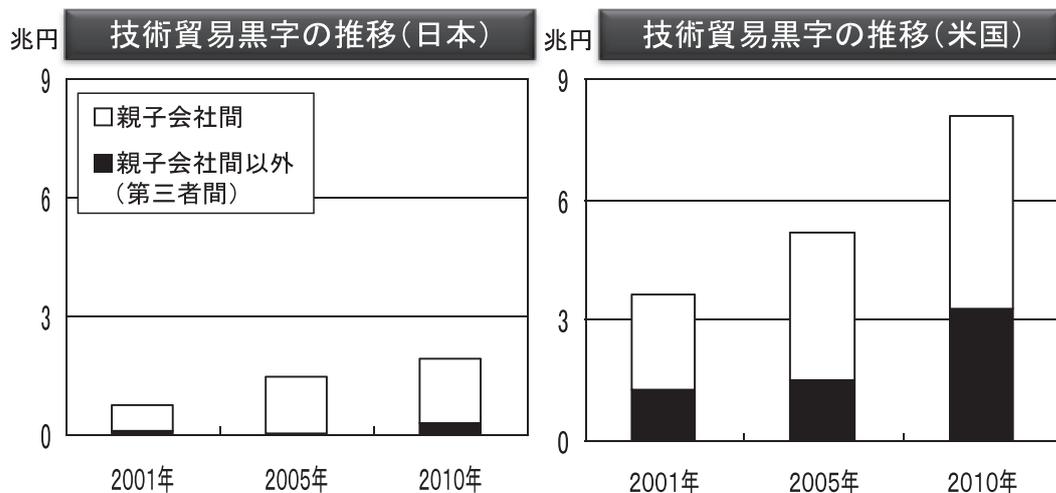


図3 技術貿易黒字の日米比較

(出典) 文部科学省「科学技術指標2012」²⁾及び「科学技術指標2011」³⁾に基づき特許庁作成

れている。これは本来出願すべき新興国での権利化への取組が不十分であるということのみならず、海外でのエンフォースメントを考えていないようなものも日本国内でのみ多く出願されていることも一つの原因ではないかと考える。エンフォースメントが困難な知財の出願には慎重であるべきであり、逆に権利化した知財については、自分で使う以外にも第三者への積極的なライセンスを検討するとともに、侵害があった場合には徹底的に戦うべきである。いずれにしても、今後10年を視野に入れた日本の知財戦略のポイントは「活用」の促進であり、「攻め」の知財マネジメントである。これこそが今後とも知財を通じた国富拡大につながっていくものと考えられる。

3. 2 「知財赤字＝弱み」の補強戦略

また、図4を見ていただくと、業種別の知財収支の様子が顕著に分かる。自動車を含む輸送用機械製造業が親子会社間の収支で大きく黒字

となっており、医薬品製造業は第三者（親子会社以外）との間における黒字の割合が高くなっている。その反面、情報通信業（IT分野）では、トータルで赤字となっている。やるべきことは、技術分野毎の特徴を分析し、特に赤字となっている技術分野を特定しつつ、その原因を調査するとともに、研究開発における投資戦略につなげていくことである。まずは個別各社のレベルで知財における黒字、赤字、すなわち強み弱みをしっかり分析してほしい。その上で、それぞれの業界で一丸となって、業界ごとの知財力、技術力の強み、弱みを分析しなければならない。そうした分析を踏まえて、どのような技術分野への投資が必要か、業界全体として何に取り組むべきか、どのようなナショナルプロジェクトを提案していくのか、等々のアクションにつなげていく必要がある。こうした取組は後述する「三位一体の知財マネジメント」の観点からも必要不可欠なものである。

日本の技術的優位が今後とも続く保証は何も

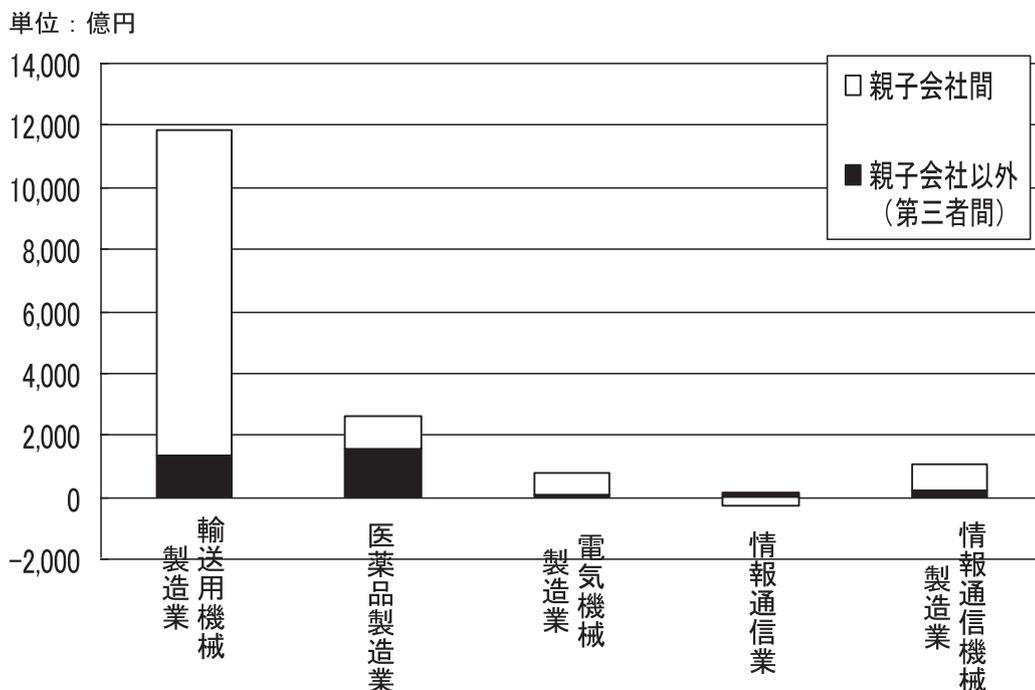


図4 業種別の技術貿易収支
(出典) 文部科学省「科学技術指標2012」²⁾に基づき特許庁作成

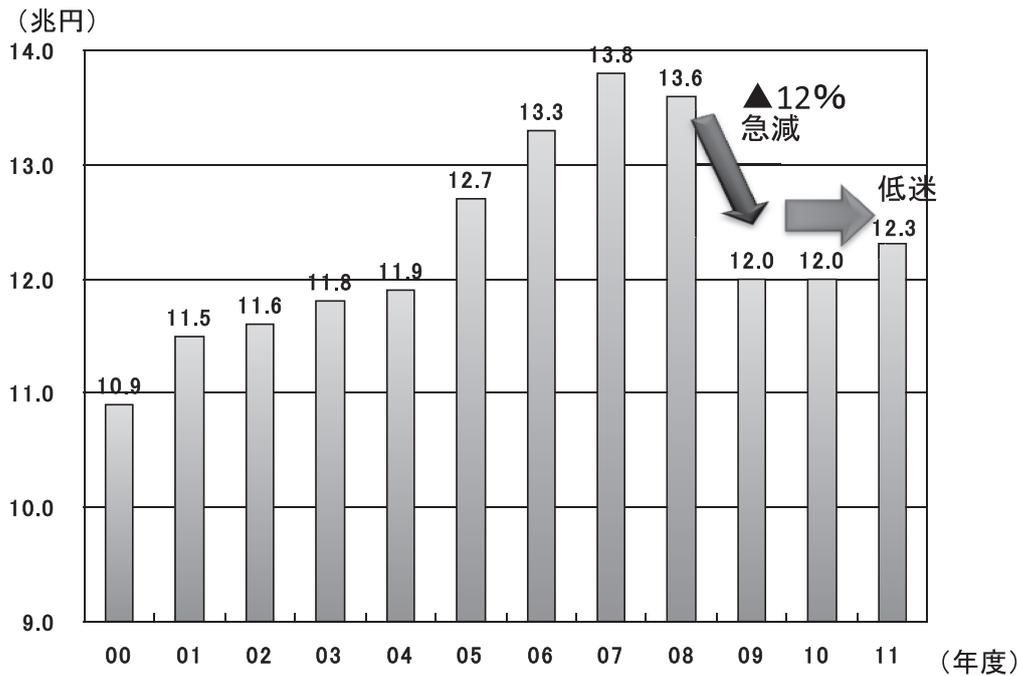


図5 民間セクターの研究開発投資推移

ない。図5からも分かるとおおり、日本の民間セクターの研究開発投資はリーマンショック以降14兆円から2兆円近く減少し、反転の兆しが見えない。民間の研究開発投資の対GDP比はついに韓国に逆転されている。しかも、韓国は自国の知財赤字を解消すべく、ある種のターゲティング・ポリシーの下で国を挙げて研究開発に取り組んでいるところである。こうしたリスク要因や海外の取組にもしっかり目を向けつつ、必要な対策を急がなければならない。

4. 三位一体の知財マネジメントは実現できているか

4.1 「三位一体」の取組の現状

いわゆる「三位一体」については、2003年に経済産業省から公表された「知的財産の取得・管理指針」において、本格的に提唱された。「事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略は三位一体として考えるべきである。一般的な企業における知的財産業務は特許権の取得・管理を行

う専門業務であったが、今後は企業の競争優位と企業価値向上が求められ、企業活動全般に影響を及ぼす。知財戦略は研究開発と事業分野の効果的な『選択と集中』及びその収益の拡大を図る観点から、事業戦略及び研究開発戦略と一体化されてこそ意味がある。」というのがそのポイントである。こうした方向性は2008年に特許庁が公表した「戦略的な知的財産管理について（知財戦略事例集）」において更に詳述され、事例とともに三位一体の深化の重要性が述べられている。やや手前味噌になるが、今読み返しても数多く重要な指摘がされており、知的財産部の新人の方々などには是非一読していただきたいと思う。三位一体のメッセージの名宛て人は、ひとつは経営トップであり、もうひとつは知的財産部門であると考えている。まずは経営トップが自社の知的資産、知的財産をしっかりと分析、認識し、強み・弱みを踏まえたうえで、今後の経営戦略や選択と集中を考えるべきであること、そして、知的財産部門は単なる出願業務や契約業務などにとどまらず、こうした経営

全体に資する知財活動を行うべきであること、この2つがポイントである。はたして三位一体はこの10年で本当に深化しているのだろうか。

2011年2月には、特許庁からの委託調査により「企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究報告書」⁴⁾がとりまとめられている。この中では、三位一体の実践状況、知財部門と他部門の連携状況、経営層の知財活動への関与、外国での事業展開に対応した出願活動等について企業への幅広いアンケート調査を行い、企業の知財戦略推進の参考になる基礎資料を提供しつつ、今後の課題等についても幅広い視点でまとめている。特許庁のHPにおいても閲覧可能なのでこちらも是非参考にしてほしい。また、本稿執筆途中に、「知財管理」2013年3月号に知的財産マネジメント第1小委員会できとりまとめられた三位一体活動にかかる研究が掲載されていた⁵⁾。知財戦略10年の節目にあたり、三位一体の現状分析や今後のあるべき姿について検討されているのは大変に意義深いと思う。

しかしながら、このような調査研究から浮き彫りになるのは、この10年で三位一体の重要性については認識が進み、徐々にではあるが取組が進んでいる企業も増え、ベクトルとしては右肩上がりであるものの、他方で、まだまだ具体的な取組の進んでいない企業も多く、これはという成功事例もあまりないという現状である。三位一体が飛躍的に深化しているというわけではなく、当初の掛け声に比べて歩みが遅いと言わざるを得ない。

4. 2 今後の課題 — 「人材育成」

課題は既に出尽くしていると思う。上述のJIPAのマネジメント委員会のとりまとめにおいても以下のような諸課題が提起されている。

- ・三位一体についての認識不足
- ・知財部門の事業への貢献不足（あるいは事業

貢献の見える化不足)

- ・知財部門の経営目線の不足
- ・知財部門の顧客の不明確さ
- ・戦略や事業の分かる知財人材育成の遅れ
- ・経営層の知財への理解不足 等々

三位一体の名宛て人は経営トップ、知財部門の双方であると申し上げたが、こうした課題に取り組むべく、まず動かないといけないのは知的財産部門自身であり、とりわけそのリーダーたる知的財産部長である。「事業貢献」については、まずは現状の「見える化」が重要であり、前述したとおり、会社の保有する知的財産が会社にどのような経済効果をもたらしているか、事業にどのようなプラスになっているのか、そうしたことを定量的に、かつ分かりやすく説明することにほかならない。こうした努力を続けることがまずは必要条件である。

その上で、知財部門が今後の事業戦略や研究開発戦略の展開に貢献できるか、知財の切り口から国内の競争相手や海外の潮流をしっかりと分析し、「なるほど」と経営層をうならせる提言ができるかどうか。こうしたステージにまで知財部の実力を上げていかないと真の三位一体は実現できない。組織間連携のメカニズムを作る、経営層への報告の機会を作る、等々の取組をしていくことも大事であるが、今後取り組むべきポイントの一つは三位一体を担いうる「人材育成」ではないかと思う。ややもすると知財部門は会社の中で専門家集団という見方をされ、人事的にも狭いローテーションの中で人材育成がされているように思える。これでは人材面でカベにぶつかるため、例えば、経営企画部門、事業部門、開発部門のような三位一体を回していくのに不可欠な知財部以外のセクションを経験したことのある「スーパー知財人材」を意図的にリーダーとして養成できるような人事回しをしていってはどうかと思う。また、知財部の組

織文化が保守的になっている企業もあるのではないだろうか。何といても知財部自身がcreativeでないと、事業や経営全体にまで目が向かない。

日本のものづくりは、「技術で勝って事業で負ける」といわれて久しく、その原因は色々あると思うが、シーズとしての技術から将来の事業を構想し、また事業の方向性から必要になる技術を構想する、こうしたことを柔軟かつダイナミックにできる人材の不足が一因ではないか。こうした人材は、決して大学や研修機関で育成されるものではなく、企業の中での人材育成によるところが大きいと思う。もともと知財部門は地味でおとなしいエキスパート集団であるが、そうした殻を破ってどんどん前に出ていけるような人材を意図して作ってほしい。

4.3 政策レベルでの三位一体の必要性

三位一体の取組が必要なのは企業の経営戦略ばかりでなく、政府の政策立案・推進にあたって同様な課題があると思う。知財政策、科学技術政策、そして産業政策・通商政策が相互にしっかり連携し、それぞれの課題をフィードバックしながら、政策の企画立案、実施が行われ

なければならない。図6では、知的財産立国に向けた政策レベルでの三位一体戦略を俯瞰している。ひとつの省庁の中での連携であれば比較的容易であるが、省庁を越えた課題がある場合には、難度が飛躍的に上がる。政府レベルでの喫緊の課題のひとつは、科学技術政策と知的財産政策の連携である。政府の研究開発投資の質・量の向上は我が国のイノベーションにとって不可欠であるが、その投資戦略をきちんと構築すべき役割を担う政府の司令塔機能のあり方が議論されているところである。特に、ナショナルプロジェクトなどの比較的大規模な投資をする際には、知財的分析、すなわち特許の出願・取得等について海外の主要なプレーヤーとの比較・分析を行い、投資すべき重点分野を決めていく必要があるが、現状ではそうした作業は必ずしも十分に行われていない。プロジェクト開始前の事前評価は広く行われるようになってきているが、声の大きい業界団体が提案したプロジェクトや声の大きい学者が中心のプロジェクトが、十分に検証されないまま進んでいく例も多いという指摘もある。また、ナショナルプロジェクトにおいては多くの企業が参加をするが、出てきた研究成果に関する知財管理のルールが十分でなく、個々の企業が成果・知財を持ち帰

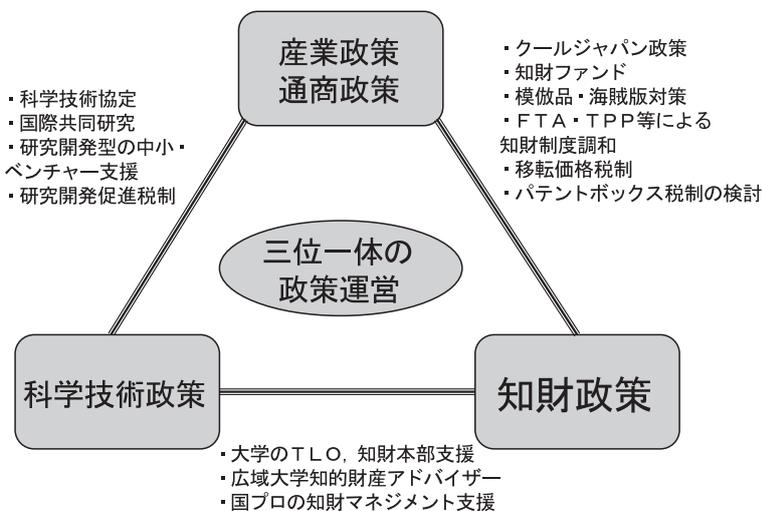


図6 政策レベルでの三位一体マネジメント⁶⁾

り、事業化に十分に結びつかないという批判も多く聞かれる。研究開発プロジェクトは、これを実用化に結び付け、国富の増大を目指すことが必要なことは言うまでもないが、そのために必要な知財マネジメントをしっかりと行わなければならない。研究開発の入口、出口双方において知財戦略と研究開発戦略がしっかりと連携しなければならない。経済産業省では、特に重点的に進めるべき技術開発である「未来開拓プロジェクト事業」において、プロジェクト採択前の特許・技術の動向分析の活用と、確実な実用化に向けた知財の一元管理等のマネジメント強化について、知財政策を担う特許庁と研究開発政策を担う産業技術環境局が連携して進めていくこととしている。政府全体の様々なプロジェクトにおいても、今後こうした努力が行われていかなければならない。

5. 職務発明制度は今後どうあるべきか

5. 1 職務発明制度の現状

職務発明制度は、使用者たる企業等が研究開発投資を積極的に実施できる安定した環境を提供するとともに、職務発明の直接的な担い手であり、個々の発明者でもある従業者等が適切に評価され報いられることを保障することにより、発明のインセンティブを喚起しようとする制度である。つまり、従業者等が職務として行った発明につき、使用者等と従業者等の間で適切に利益配分を行い、我が国における更なるイノベーションの促進を目指すという産業政策的側面に主眼があるといえる。

このような趣旨で創設された職務発明制度は、時代の変遷に伴い修正が加えられてきた。現行の職務発明制度は、2004年通常国会において改正され、2005年4月1日に施行されたものである（以下、2004年改正法を「現行法」、その改正前の法を「旧法」という。）。

旧法下では、職務発明に係る権利を従業者等から使用者等に承継させる代償としての「相当の対価」について、勤務規則等において定めていた場合であっても、裁判所が旧法第35条第4項に基づいて算定する額が「相当の対価」とであるとされていた。そのため、使用者等の業種や経営環境、従業者等の研究開発の内容、環境の充実度や自由度、処遇を含めた評価などの従業者等が置かれた状況等を、「相当の対価」に柔軟に反映させることが許容されなかった。さらに、職務発明の対価をめぐる企業と発明者の訴訟が多発し、特に、いわゆる青色発光ダイオードの事件などでは高額判決が出されたこともあり、産業界から懸念の声が高まっていた。

そこで、2004年に法改正がなされ、現行法では、職務発明に係る権利を従業者等から使用者等に承継させる代償としての「相当の対価」について、使用者等と従業者等の自主的な取り決めに委ねることとした。現在も職務発明の対価をめぐる訴訟は生じているが、これらは旧法の適用に関するものである。

5. 2 職務発明制度の見直しに対する意見

現行法は、旧法に比べ、職務発明の対価について、使用者等にとっての予測可能性を高めるとともに、発明評価に対する従業者等にとっての納得感を高めることができるものとなっている。しかしながら、現行法下においても、依然として、対価の予見性が低く経営上のリスクとなっており、見直しが必要であるとの意見が存在する。こうした意見を受け、特許庁では、2009年に特許庁長官のもとで特許制度研究会を開催し、職務発明制度の見直しも含めた検討を行った。しかし、以下のとおり、再改正に賛成する意見と反対する意見との双方が存在し、制度見直しの方向性に関する具体的な結論は得られなかった。

＜再改正に賛成する意見＞

- ・そもそも対価請求権が従業者にとって発明のインセンティブになっているか疑問である。
- ・発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や、使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・改正法という「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。

＜再改正に反対する意見＞

- ・現行法を適用した裁判例がまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- ・特許法第35条を削除すると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、細部を調整する方策の方が望ましい。
- ・現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているのだから、静観すればよいのではないか。

現在の状況は、前述の特許制度研究会が開催された2009年頃からみて、大きく変化したわけではない。しかしながら、産業界においては、その後も断続的に議論が行われ、最近では、昨年12月11日に、日本知的財産協会（JIPA）、経団連、日本製薬工業協会、電子情報技術産業協会（JEITA）の共催による「産業横断職務発明制度フォーラム」⁷⁾が開催され、職務発明制度の課題と見直しの必要性について、具体的な議論が行われた。

産業界の主張としては、職務発明に係る権利を従業者帰属ではなく、使用者（法人）帰属にすべきとの意見が主流となってきたようである。「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」や「知的財産政策ビジョン検討ワ

ーキンググループ」においても、複数の委員から職務発明に係る権利を法人に帰属させるべきとの意見が示されている。本年2月には、経団連から、「同制度は再改定し、発明の権利が原始的に法人に帰属するものとすべきである。」との提言が示された。また、4月にはJIPAから「成長を加速するイノベーションのための職務発明制度のあるべき姿」と題する提言が出され、「職務発明に係る特許を受ける権利が原始的に法人（企業）に帰属し対価の支払いが法的に強制されることのない職務発明制度にするべきである」と主張されている。さらに職務発明に係る権利の帰属を使用者（法人）とした上で、従業者等に、対価等の発明に係る一切の請求権をみとめるべきではないとの意見も産業界にはある。

このような法人帰属とは別の方向の意見として、職務発明に係る権利の帰属は発明者に維持したまま、この権利の承継や対価等については、使用者と従業者との完全に自由な契約に委ねるべきというものもある。これは、前述の知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループの一部の委員から出された意見であり、そうした主張の根拠として、米国（表1）には職務発明制度が存在せず、発明に係る権利の承継と対価に関して、使用者と従業者との間の契約に全て委ねられていることを挙げている。使用者と従業者

表1 職務発明制度の諸外国比較

使用者（法人） 帰属	発明に対する補償、規定等あり（英国、フランス、ロシア、オランダ、中国）
	発明に対する補償、規定等なし（スイス）
発明者（従業者） 帰属	発明に対する補償、発明の譲渡に関する対価の規定等あり（日本、ドイツ、韓国）
	発明に対する補償、発明の譲渡に関する対価の規定等なし（米国）

との契約に委ねることにより、個々の従業者に
応じた対応が可能となり、企業内において、よ
り自由度の高い雇用契約の設計が可能になる。

5. 3 早急に検討すべき課題

2004年に法改正をしたことから、職務発明制
度の再改正については、慎重意見が存在するも
の、上記のような産業界から活発な意見が出
されていることを踏まえれば、現行の職務発明
制度の在り方について十分な再検討をすべきで
ある。特に、企業内における職務発明制度の運
用実態を十分に調査し、具体的な課題を明確化
させ、まずは、その課題が現行法下で解決可能
であるかの検討から開始すべきものとする。

＜職務発明制度に関する具体的課題＞

- ・ 従業者にとって対価請求権が従業者にとって
発明のインセンティブになっているか
- ・ 発明者のみに権利を与えることで、使用者の
研究開発投資などに悪影響を及ぼしているの
ではないか
- ・ 改正法の「不合理性」の判断基準が不明確で
はないか
- ・ 対価額について最終的には裁判所が介入する
余地があり、不当な額を強要するリスクが残
っているのではないか

この中で、裁判所の介入については、現行法
の趣旨を鑑みれば、手続きが不合理でない限り、
裁判所も対価の額には立ち入ってこないはず
である。仮に裁判所が積極的に立ち入ってく
るとなると、旧法と何ら変わらないことになり、
現行法の趣旨からは大きく逸脱する。

昨年度、特許庁が行った職務発明に係る調査
研究の結果によれば、我が国企業は、「相当の
対価」の支払いについて、特許出願時や特許登
録時には少額を発明者に支払い、自社実施やラ
イセンス収入を得たときに主たる支払いを行う

ことが多い。つまり、いわゆる「実績報奨」に
偏重している傾向にある。これは、各企業にお
ける従前からの取組や旧法下の裁判例に従った
ものであると推察される。2004年の法改正の趣
旨を鑑みると、旧法下の前例に拘わることなく、
職務発明の対価について、使用者等の予測可能
性を高めるとともに、従業者等の納得感を高め
ることで研究開発意欲を喚起するように、各企
業等が積極的に取り組むことが望まれる。

一方、現行制度の下での抽象的な「経営上の
リスク」のみを議論しても、産業界が求める抜
本的な制度改正について合意は得られない。職
務発明制度については、企業内で処遇に不満を
持っている人や企業との間でトラブルを起こし
ている人が、そうした不満のはけ口として利用
しているという意見がある。そのような話であ
れば、法改正より前にまず企業内で手を打つべ
き対策があるのではないかと思う。産業界で主
張される訴訟リスクとは、具体的にどのような
リスクなのか、それは顕在化しているのか、顕
在化しているとすればその理由は何故か、従業
者（ないし退職者）は何が不満で訴訟を起こす
のか、それは著しく不合理な動機なのか等々、
職務発明創出の現場でいったい何が起きてい
るのかしっかりと分析しなければならない。産業
界にはそうした現状についてしっかりと開示を
してほしいと考えている。

また、日本企業の研究開発の現場は、諸外国
の企業と比較して研究者等の理系人材にとって
魅力あるものなのかどうかについてもよく現状
を調査する必要がある。使用者（法人）帰属に
しようが、自由契約に委ねようが、発明意欲を
高めるために十分な程度に研究者が報われてい
るという実態があれば、イノベーション促進の
観点から心配はないのかもしれない。しかし、
そうでないとすると、制度改正によって日本の
研究人材流出を助長するリスクが生じてしまう
ことに充分注意しなければならない。短期的な

訴訟リスクに比べて、こちらの方はより本質的な課題である。日本の理系人材に無用の心配をさせないためにも、日本企業の研究現場の魅力など様々な情報発信を是非とも産業界にお願いしたいと思う。前述のJIPAの提言においては「(職務発明制度の) 抜本改正を行えば、日本企業は経営の裁量でインセンティブ施策を自由に設計して、世界中から優秀な人材を惹きつけていくことができるようになる。」との記述があるが、やや飛躍があるようにも思われるところ、しっかりとその因果関係を検証していかなければならない。

5. 4 職務発明制度に関する世界の動き

企業等における研究開発活動や経済活動が著しくグローバル化した現在においては、職務発明制度についても、国内ばかりでなく世界に目を向けることが求められる。特に、近年は、新興国における経済発展が著しく、こうした国々における職務発明制度の新たな動きも注目に値する。

企業競争力につき、近年、我が国と比較されることの多い韓国においては、職務発明制度を充実させることで、国内のイノベーションを促進し、競争力を強化しようとしている。具体的には、韓国における職務発明制度を規定する発明振興法について、本年2月に法改正が実施された。その内容は、職務発明補償に関する取組の優秀企業を選定し、その企業に必要な支援を実施するというものである。その具体的な支援は、大統領令で定められることとなっており、特許の優先審査、特許料の減免等の導入が予定されている。

また、中国においても、職務発明制度を普及させ、発明者の権利を保護し、イノベーション活動を積極的に行わせることを目的とした職務発明条例草案が、昨年11月に公表された。本条例草案には、中国国外の企業からも多くの反対

意見が提出されたと言われており、現時点では施行には至っていないが、我が国企業が一般的に採用する以上に、発明者を保護し報奨する制度となっているともいえる。

これまで韓国、中国は国際的に比較しても発明者の立場が弱いためにこうした発明者重視の制度改正をしているとの指摘もあり、それは当たっている面はあると思う。しかしながら、国際的なイノベーション競争が激化し、その中心になりつつある両国が発明者重視に舵を切る制度改正に動きつつあることは、今後十分に注視していく必要がある。

中国、韓国以外にも、職務発明制度について精緻なガイドラインを有するドイツにおいて、法改正ではないが、企業レベルで制度の運用改善の動きが見られる。例えば、早期に従業員に対しての支払いができるように社内規則で前倒し支払い制度を整備している事例が報告されている。ガイドラインによる運用が確立しているドイツにおいても、従業員の発明へのモチベーションの維持のために、このような社内運用による取組が始まっていることも注目に値する。いずれにせよ、単純な制度比較ではなく、運用の実態なども含め実質的な国際比較を更にしていく必要がある。

5. 5 今後の検討

「使用者帰属とする」「自由契約に委ねる」といった職務発明制度という制度の根幹にかかわる近時の議論を踏まえて、特許庁においてもこれから積極的に検討をしていくことになる。検討のゴールは日本の中長期的な産業競争力強化であり、使用者にとっても従業員・研究者にとっても「win-win」と思えるような解を見つけていかなければならない。大正10年以降続いている制度を抜本的に見直す議論をするわけであるから、かなりの大議論になるのもやむを得ないと思う。前述の諸課題を官民で逃げずに洗い

出すことが必要であり、またステークホルダーとの対話も重要になる。検討にあたっては、特にJIPAの関係各位には様々な貢献をお願いしたいと考えている。

6. おわりにー日本知的財産協会への期待

前段で取り上げたテーマ、すなわち、知財の経済効果に関する説明、知財の「活用」、三位一体の知財マネジメントについては、主として企業内での取組を進めてもらわないといけない部分が多く、これらについては是非ともJIPAを中心に積極的に検討をしていただき、ベストプラクティスの発信などを強化していただきたい。知財は知財ムラの専門家だけのものではなく、経営全体に不可欠なものとして、まずは広く経営者に認識してもらわなければならない。そのためにJIPAに果たしてもらいたいべき役割、特にその発信力の強化に寄せる我々の期待は大きい。

また、知的財産制度の見直しについては、職務発明制度を代表例として取り上げたが、これ以外にもまだまだ多くの課題がある。特許、意匠、商標などについては定期的に特許庁でも制度を見直しているところであるが、いつも残念に思うのは、審議会において出される産業界の意見が「業界内に両論があって一本化した意見は言えない。もし特許庁でやるなら是非とも慎重に検討してほしい。」というような賛成とも反対ともつかない内容になりがちであることである。知財のプロとして、個別企業の利害を超えつつ、世界の動向を冷静に見つめた旗色鮮明な提案が出来るのはJIPAにおいて他にない。是非とも官側に積極的かつ先進的な提言を続けてほしいと思っている。

特許庁としても、やらなければいけないことが山積している。JIPAの関係各位との連携の下、知的財産立国の実現に向けて更なる取組を進めていきたい。

注 記

URL参照日は全て2013年5月17日

- 1) 「科学技術研究調査報告」(総務省)
<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/2012/>
- 2) 「科学技術指標2012」(文部科学省)
<http://www.nistep.go.jp/archives/4176>
- 3) 「科学技術指標2011」(文部科学省)
<http://hdl.handle.net/11035/903>
- 4) 「平成22年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究報告書」(特許庁)
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_18.pdf
- 5) 知財管理, 63巻(2013年)/3号/337頁
- 6) 図6中の「パテントボックス税制」とは研究開発の活動の成果として形成された知的財産(パテント)から生じる所得を優遇しようとする税制度で、主として欧州(仏、オランダ等)で導入実績がある。通常の事業から得られる所得と、パテントから得られる所得を別々の「ボックス」に分け、パテント収入ボックスに優遇税率を適用することから、「パテントボックス」税制と呼ぶ。
- 7) JIPAホームページにフォーラム概要が掲載されている。
http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/sympo/shokumu_hatsumei_forum.htm

参考文献

- ・「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業報告書」(特許庁)
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/kokusai_kenrika.htm

(原稿受領日 2013年5月13日)